

第171回千葉県森林審議会森林保全部会議事録

1 開催日時

令和7年11月10日（月）

午後1時30分から午後3時20分まで

2 開催場所

千葉県森林会館5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

青山定敬 委員（部会長）、鎌田直人 委員、高橋輝昌 委員、

橘隆一 委員、原啓一郎 委員

【職員】

出口副課長兼森林政策室長 他

4 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

5 議事の概要

上記の議案1に係る第1号から第4号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】土石等の採掘（砂利採取）について]

委 員： 浸透池がオーバーフローした際の対策はしているのか。

事務局： オーバーフロー分の雨水等も浸透池で完全に浸透させる計画となっている。

委 員： 土地利用計画平面図の流水方向について、地形的には事業地側に雨水等が流れると思うが、進入路の上を水が流れるということか。

事務局： はい。土側溝を設置し、事業地内に雨水等を導く計画となっている。

委 員： 図面に書かれている表土置場の面積が0.25ha程度に対し、造成森林面積は1.5ha程度あるが、表土についてはどれくらいの高さを想定しているのか。

事務局： 表土の量は事業者に計算させ、造成森林に使う量を確保できることを確認している。高さについては、表土の量を割り戻せば求めることができる。

委 員： 単純計算で考えると、図面に書かれている面積の10倍程度の表土を確保する必要があると思うが。

事務局： 図面に書かれている場所に表土を置くことになるが、砂利採取といった計画の性質上、少しずつ移動しながら掘削していく形となるため、その場で表土を堆積させつつ、ほかの場所にも表土を置いていく計画となっている。

委 員： 表土が流出及び消失しないよう、気を付けてもらいたい。

事務局： 承知した。

委 員： 最終的には、事業地内全体が平地の造成森林になると思うが、水の流れはどうになるのか。事業地外に雨水等が流れていくことはないのか。

事務局： 盆地のような地形となっているため、事業地外に雨水等が流れていくことはないと思う。

委 員： 雨水等を溜める場所や水路などがあればよいと思う。

事務局： 法面は緑化、平地部分は植栽されるため、浸透面での心配はないかと思う。また、外周部には土堰堤を設置する計画となっており、万一、雨水等が事業地外に流れ出たとしても、人家等周囲への影響がない場所であることを確認している。

委 員： 岩であれば浸透能が低いため、施工後、事業地内全体に雨水等が溜まるのではないか。

事務局： 現状、小規模開発の際に設置された浸透池があるが、現場を視察した際、雨水等が溜まっているような状況は確認されていないため、きちんと浸透されていると考えている。

また、土壤強度や浸透能力を測るために、植生基盤調査を行っており、滯水する構造でないかを確認した後に植栽する形となっている。

委 員： 進入路の法面については、既に緑化されていると説明があったが、図面を見たところ、直高 5m 以上あるように見える。実際は何 m なのか。

事務局： 小規模林地開発行為の計画については、勾配 1 : 1.0 で直高 10m となっている。
今回の林地開発許可では、現場の状況等を踏まえて事業者に指導し、安全側にみて高さ 5m で計画されている。

委 員： 現状は 10m ということか。

事務局： はい。

委 員： 崩れるようなことはないのか。

事務局： 浸食を受けている等の様子は見受けられなかつたため、問題ないと判断している。

委 員： 承知した。今回は安全側にみて、高さ 5m ごとに小段を設けるという理解でよいか。

事務局： はい。

○第 2 号案件〔【変更】土石等の採掘（砂利採取）について〕

委 員： 約 40 年間の計画の中で、全体の 4 分の 3 程度の採取が終わったところだが、表土はどれくらいの高さで蓄積されているのか。

事務局： 3m ほどの高さになる。

委 員： その表土を均して、造成森林を行うということか。

事務局： はい。

委 員： 全体の開発面積約 18ha のうち、開発区域の増加分が 1ha 未満と少ないが、浸透池の容量が変更前と比べて 1.8 倍ほど増加しているのはなぜか。

事務局： 事業地全体の雨水等を中央部の浸透池 2 箇所で確保する計画となっており、安全側にみて、大きめの容量を確保している。

委 員： これまでの許可では、基準等の問題はなかったのか。

事務局： これまでも必要容量に対し、十分な容量が確保されていたが、事業者から安全を考慮した大きめの容量を確保したいと要望があり、県としても、浸透池が大きい分には問題ないと判断した。

委 員： 図面に書かれているこちらの赤道（図示）は、残置森林側に残るのか。

事務局： 造成を行わない部分となる。

委 員： 現状、仮設で浸透池が設置されていると説明がったが、写真を見たところ、雨水等が溜まっているという認識でよいか。

事務局： はい。浸透池自体は2箇所とも造成途中で、仮設という形で半分ほど設置されている状況であり、今後、拡大して設置する予定となっている。

また、現場を視察した際、浸透池に雨水等が溜まっていたため、浚渫するよう事業者に指導している。

委 員： 雨水等が溜まりやすいということか。

事務局： 砂利採取にはこのような現場が多くあり、仮設の浸透池を広げる中で、表面の堆積物を除去すれば、浸透するかと思う。

ただし、管理を怠ってしまうと、雨水等が溜まってしまう。

委 員： 最終的に造成森林にすると思うが、植栽する樹種はアカマツ、コナラ、ヤマハギで確定しているのか。

事務局： はい。これらの樹種については、茨城県の会社から仕入れることになっており、確実に苗木が手に入ることを確認している。

委 員： 造成森林を行うに当たり、水はけ等が悪かった場合に、アカマツで大丈夫なのか心配である。極端に植生環境が異なるようであれば、事業地周辺における植生の特徴に合った樹種に変更することは考えられるのか。

事務局： はい。植栽を行う際には植生基盤調査を行うため、水はけが悪いようであれば、耐湿性の高い樹種を植栽させる。表土の硬度によっては、浸透能が低い場合もあるため、その際は樹種の交換を促す指導を行うことになるかと思う。

委 員： 図面を見たところ、現許可の浸透池1と浸透池2は、既に埋めてしまったという理解でよいか。

事務局： 変更許可の計画に書かれているとおり、浸透池1と浸透池2は造成途中となっている。

委 員： 変更許可を受けずに、浸透池を移動していくということか。

事務局： 今回のような砂利採取の場現場では、掘削位置に伴い浸透池も少しずつ移動していく場合がある。

委 員： その場合、仮設の浸透池で現許可の必要容量を確保する必要があると思うが、現状は必要容量を満たしているのか。航空写真を見たところ、現許可の図面に書かれている大きさよりも小さいような気がするが、そのあたりの指導はどうにしているのか。

事務局： 今回のような砂利採取の現場は、基本的に盆地のような地形であることが多く、全体的に雨水等が溜まる地形となっており、仮設の浸透池で事業地内の雨水等を確保しているところである。

設置されている仮設の浸透池については、浸透モデル式を適用し、その設計容量を算定したところ、現許可の必要容量 21,158m³ に対し、同等以上の容量が確保されていることを確認している。

委 員： 浸透池について、浚渫を行うための管理用道路を設置する場合、容量が減ってしまうと思うが、この現場の容量計算は大丈夫なのか。

事務局： 浸透池の高さが 3m 以内の場合は、管理用道路を設置しなくてもよいと、審査基準で定められている。重機のアームが届く範囲が 3m ほどであり、浚渫を行う際に管理用道路を設置し、浚渫が終われば管理用道路を壊すといった流れとなる。

委 員： 画像を見たところ、管理用道路があるように思えるが。

事務局： 盤が下がりきっていないため、管理用道路があるように見えるが、実際には管理用道路は設置されていない。

委 員： 浸透池の面積が小さければ、管理用道路を作らずに外から浚渫できると思うが、今回の場合、面積が大きいため、きちんと浚渫ができるのか心配である。

事務局： 計画どおり徐々に地盤が下がってくれば、浚渫はできるかと思う。

○第3号案件【変更】土石等の採掘（残土埋立）について

委 員： 断面図について、FH=34.00m ラインの勾配が 1 : 1.5 と書かれているが、もう少し勾配が急のように見える。測定器がないのでわからないが、45 度程度か。

事務局： 基本的に 1 : 1.5 で計画しており、間違いないと思う。事業者に確認し、図面に不備があるようであれば修正させる。

委 員： 今回の変更内容としては、進入路等を現況に合わせるための軽微な変更のみという認識でよいか。

事務局： はい。防災施設等には影響のない範囲になる。残置森林部分の造成を行うことから、開発面積が変わってしまうため、変更の対象と判断した。

○第4号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について

委 員： 中期事業計画平面図について、植栽緑化区域が中央に 2 箇所、右下に 1 箇所書かれているが、現状、緑化は終わっているのか。

事務局： 航空写真のとおり、場所によっては終わっている状況であり、採取が完了した箇所から順次、緑化を行うよう指導している。

委 員： 航空写真の緑化されている箇所と図面の植栽緑化区域の位置が違うように思うが。

事務局： 計画のとおりに緑化することを基本としているが、環境の保全、災害の防止等の観点から、緑化が可能な箇所から順次、緑化を行うよう指導している。

委 員： 沈殿池が5倍ほど拡大しているのに対し、浸透池については、大きな変化がないが、どのような基準で拡大しているのか。

事務局： 沈殿池は流れ込む土砂を沈殿させる設備であり、令和3年の現許可から基準が変わっており、工事中の流出土砂を300m³/年から400m³/、浚渫回数も6回/年から2回/年で計算しているため、沈殿池の必要容量が大きく変化している。

委 員： 施工後の植栽計画について、工区ごとの緑化、植栽がR1、R2、M3、MRと4種類に分かれており、ほかの砂利採取案件と比べて詳細に計画されているが、何か理由があるのか。

事務局： 緑化については、図面上部の道路脇法面は、掘削が終わり次第、早期に確実な緑化を図るため、植栽マット（R2）、それ以外の法面については通常の種子散布（R1）を行う。

植栽についても、平場部分は基本的な高木樹種（M3）、傾斜のある箇所については、倒木のおそれがあるため、低木樹種（MR）を植栽する計画となっており、緑化や植栽を行う場所に合わせて変えている。

委 員： ほかの案件でも、このように詳細な緑化計画を示してもらえたらいと思う。

事務局： 今回の案件は、県内で最大の砂利採取事業地となっており、一時転用ということで、これ以上、事業面積が拡大しないよう、採取が終わった場所から順次、早急に緑化、植栽してもらうよう指導しているところである。

委 員： 沈殿池から浸透池に流れ込む流水路について、どれくらいの水位を想定しているのか。

事務局： 防災施設構造図のB-B'断面図にあるとおり、300mmで計画している。なお、沈殿池の有効水位を超えた分が浸透池に流入することになる。